



# 研修ピックアップ

高次脳機能障害支援力向上研修

【集合研修】

## 「高次脳機能障害がある人の可能性を学ぶ！」 ～当事者の想いに触れる座談会～

＜開催日時＞  
令和8年1月14日（水）  
14時～16時

### 第1部 座談会

講師：磯貝 政博 氏(左)  
齋藤 聡 氏(右)  
コーディネーター：長谷川 幹氏



### 第2部 講義

講師：長谷川 幹 氏  
世田谷公園前クリニック名誉院長  
日本脳損傷ケアリング・コミュニティ学会 代表理事



### 第1部 座談会「伝えたい“私の今”」～高次脳機能障害と向き合って～

貴重な体験談を  
ありがとうございました。

#### Q1：病気(高次脳機能障害)を発症したときの気持ちは？

磯貝：20年前の42歳の時、朝の仕込み(寿司屋)をした後に、  
昼寝して目覚めたら左半身に力が入らず、救急車を呼ん  
でもらったけど、そこから4日間は目が覚めることはな  
かった。脳出血でした。入院した時のことはあまり覚え  
てませんが、臨死体験をしたのは覚えています。おじい  
ちゃんが川の向こうにいて…「来るなあ！」って言って  
いた。今、思うと、入院当時は元の身体に戻って思っ  
てました。月日が経っていくうちに、やっぱり元の身体に  
戻るのは難しいかなあと思うようになってきました。

齋藤：12年前の41歳の時、就労中に、脳出血を  
発症し救急車で搬送され、入院しました。  
右半身麻痺と失語症の後遺症が残り、言葉  
が思うように出せなかったり、右手右足が  
動かせなかったんですが、当初は全然気  
になりませんでした。骨折した時のように自然  
に治っていくものと軽く考えていました。  
入院中は「仕事を休めてラッキー」くらい  
に思っていました。

#### Q2：入院前の日常と退院直後では、どのくらい大変でしたか？

磯貝：退院して半年した頃、部屋に閉じこもるようになった。  
何もできない自分が悔しくて。ひきこもりは半年くら  
いかな？その時に長谷川先生から、「後遺症のない右  
手で何かしない？」と提案されました。寿司は握れな  
いけど“ちらし寿司”ならと考え、それから1年間は  
特訓したかな？そしてやっとお客さんに出せるよう  
になりました。店を続けられて嬉しいです。

齋藤：大雑把に言うと1000倍大変だった。  
人の名前も出てこなかったし、頭ではわか  
っているけど、言葉が全く出てこない。  
今、思い返すと2年間くらいは、そんな状  
態だった。電車で“痴漢”に間違えられて  
も言葉が出てこなくて説明できなかったの  
は、とても悔しかったです。

#### Q3：皆さんにお伝えしたいことはありますか？

磯貝：色々な人に救われて、色々な人から元気をもらいま  
した。動けなくてもできることはある。自分もすごく頑  
張ったけど支えてくれた人たちも大変だったと思う。  
特に妻には感謝しかない。自分が経験してきたことを  
伝えていくことは、自分にしかできない役割で、それ  
は、とても大事なことだと思っています。

齋藤：上司が同じ病で倒れた時、自分だからこそ  
役に立てると思いました。ピアサポートで  
できるように今、勉強しています。  
大切にしていることは、**人とのつながりと  
主体性**です。これからも楽しみながら自分  
の人生を選んでいきたいと思えます。

### 第2部 講義 高次脳機能障害がある人の可能性を学ぶ！

#### ◆脳損傷の人の心理と対応

- ①いつまでも「よくなっていない」と思い、うつ状態になる人が多く、障害があるから「できない」と思っている。介護、医療関係者は「いろいろできる」と思っているが、基準が違う。
- ②「こんな体になって惨め、情けない、死にたい」「人に迷惑をかけてまで出かけたくない」などの気持ちから、「閉じこもる」傾向がある。
- ③家庭では、家族は「健常者」で、自分だけが「障害者」だと思い、孤独感を味わう。
- ④心理的な大変さは、障害の重症度と関係ない。

#### ◆障害がある人の行動変化

- ・総体として極めて自信がなく、障害があるから、何も出来ない。
- ・障害のある人「してもらう人」  
医療者「してあげる人」という安定した  
共存関係に陥る。
- ・障害があっても、できる体験  
「支援の受け手」でありながら  
「支え手」でもある。

#### ◆講義のポイント

- ★障害のある人を「弱者」ではなく、「弱点」があり秘めた力があると考え。
- ★地域でこそ障害のある人の十人十色の楽しみ、役割などの場があり、その人らしい活動を実践することが可能。
- ★実践の繰り返しにより自信が付き「主体性」が育まれ自らを客観視し生活の質(QOL)、能力が向上する。
- ★障害のある人がピアサポーターにつながる。

#### ◆アンケートより

- ・高次脳機能障害の当事者から、直接話を聞く機会は非常に貴重で、教科書では得られない深い学びにつながった。
- ・人の役に立つことが、生きる糧や活力になるという点に、強く共感しました。
- ・支援する側が、「わかったつもり」になってないか、という自己点検につながりました。

### 高齢者虐待対応研修(全3回)

高齢者虐待への対応力向上研修を行いました。

#### 第1回「支援者側への支援について」 ～虐待者及び被虐待者を支援する職員を守るために～

＜開催日時＞集合研修：令和8年11月20日（木）14時～17時  
動画研修：令和7年12月 2日（火）10時～  
令和8年 1月 5日（月）17時

高齢者虐待の対応は困難事例も多く、職員の心身に大きな負担がかかっています。支援者自身を支えるためのスキル、チームや組織としての支援について、グループワークを通じて学びました。



講師：土屋 典子 氏  
立正大学社会福祉学部 教授  
安心づくり・安全探シアプローチ  
(AAA)研究会共同代表

#### 支援者側への支援とは？

3つの視点から支援者を支えます。

##### ①自分が支える：

自分を守るためのスキルを磨く  
・本人との関係性の築き方  
目的をもった訪問、雑談の活用  
・AAAタイムシート等を活用して状況  
を見える化、気づきの活用  
・相手の良いところを見つけてほめる  
・怒りの管理、セルフケア、不安を翌日  
に持ち越さない、愚痴と相談を分ける

支援者側も良い状態で  
仕事が出来ているかが大切

##### ②チームが支える：

同じ景色を見られるようにする  
支援者の組織ごとに情報量や権限は  
異なるが、スーパービジョン、事例  
検討会、研修会等で、実体験と想像  
力を高める

AAAタイムシート・本人の生活・家族の  
お世話の流れ・サービス・社会資源等を  
時間ごとに記入し、生活状況の様子など  
1日を見える化。介護者、援助者の気づ  
きを促し、問題解決の糸口を探る。

##### ③組織が支える：

枠組みづくり  
カスタマーハラスメントに対して  
(1)発生予防：心構え・情報収集・  
段取りを準備しておく  
(2)ディエスカレーション：  
相手の苛立ちや怒りが高じる  
のを抑える  
(3)切り上げる  
(4)組織対応：組織で一貫した対応  
他機関へ相談する

#### 第2回「これって虐待？」

##### ～気づきから支援へつなぐ実践力向上のための基礎研修～

＜開催日時＞集合研修：令和7年12月17日（水）14時～16時  
動画研修：令和8年 1月 8日（木）10時～  
2月 9日（月）17時

虐待として通報していいのかわかりませんが、区市町村や  
地域包括支援センターでは不受理はありません。早期に通報し、  
深刻化を防ぐことが大切だということを学びました。



講師：下江 佳代子 氏  
一般社団法人  
権利擁護支援プロジェクト ともす

#### 虐待のとらえ方とは？

社会的支援が必要な状態として、  
見守り、他部署へつなぐなど対応

「これくらい良いだろう」の時点で「これは良くない」と気づけることが、  
虐待防止の第一歩。自覚の有無を問わず、不適切な扱い・行為から相談を。

#### 高齢者虐待対応の流れ

- ①通報・相談～高齢者虐待防止法  
第5条「早期発見に努める」  
第7条「速やかに通報しなければならない」
- ②事実確認～受理は必須（地域包括支援  
センター・区市町村）  
・虐待・緊急性の判断

発見したら  
通報は義務

- ③虐待対応ケース会議で  
情報集約と方針決定
- ④見守り・介入
- ⑤支援の評価・見直し
- ⑥虐待対応の終結  
→安心して生活を送れる状態

虐待と判断するのは区市町村

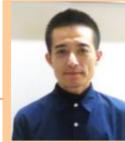
大切なのは・・・  
・1人で抱え込まず、チームや  
組織で対応する  
・ありのままの記録を残す  
・養護者支援が中心になりがち  
だが、高齢者本人のエンパワ  
メント、権利擁護を行う  
私たちが気づき、行動することで  
護れる権利、救える命がある

#### 第3回「経済的虐待対応スキルアップ」

##### ～事実の把握と適切な支援につなげるために～

＜開催日時＞集合研修：令和8年 1月 9日（金）14時～16時  
動画研修：令和8年 1月28日（水）10時～  
2月27日（金）17時

経済的虐待について、事前質問に沿った講義とグループワークで早期  
発見・早期対応の重要性を学びました。厚生労働省高齢者虐待対応マ  
ニュアル改訂、及び虐待対応についての知識をアップデートしました。



講師：川崎 裕彰 氏  
かわさき社会福祉事務所 所長

#### 経済的虐待とは？

本人の合意なしに、本人の金銭や財産  
を本人以外のために消費すること。本人  
の生活に必要な金銭の使用や本人の希望  
する金銭の使用を理由なく制限すること。

#### 事前質問より

##### Q1.経済的虐待に気づいた きっかけ、初期サインは？

A1.「お金がない」という  
繰り返し発言や通帳・印鑑  
等の所在不明などの「違和  
感」

##### Q2.認知症があり、親族の 浪費を容認している場合の 判断は？

A2.認知症の有無だけでは  
なく、判断能力の程度、  
本人の生活への影響を確認。  
影響が出ている場合は、  
成年後見制度の活用も検討

##### Q3.経済的虐待が解決・ 終結になかなか至らない。 工夫や視点は？

A3.本人の意思で継続的に  
判断できているか、援助に  
より将来的な生活リスクが  
ないか、援助を断る自由が  
確保されているかを確認

厚生労働省マニュアル改定  
(R5.3改訂・R7.3改訂)

高齢者虐待類型(例)に  
「性的思考・ジェンダー  
アイデンティティに関する  
屈辱的な言動」が心理的  
虐待に追加。身体的拘束に対  
する考え方等の記載を拡充。

事業所全体での  
情報の更新も必要